

企業版ふるさと納税のご案内

企業版ふるさと納税を利用するメリットは？

社会貢献

企業として地方創生を支援・SDGS達成に向けて取り組む社会貢献ができます！

PR効果

町公式ホームページなどで寄附企業様を広くお知らせします！

寄附と税申告の流れは？

ご相談・お申し出

企業様のご意向に沿って、寄附対象事業の決定を行います。まずは、金ケ崎町企画財政課（TEL0197-42-2111）までご連絡ください。対象事業や寄附金額が決定しましたら、寄附金申出書をご提出いただきます。

ご寄附

(金ケ崎町)
払い込みいただくため、納付書を発行いたします。
(企業様)
納付書を使用し、払い込みをお願いいたします。

税申告のお手続き

(金ケ崎町)
受領証を発行いたします。
(企業様)
受領証を使用し、税務署での税申告のお手続きをお願いいたします。

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）とは？

「企業版ふるさと納税」は、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

損金算入による軽減効果(寄附額の約3割)と合わせて、令和2年度税制改正により拡充された税額控除(寄附額の最大6割)により、**最大で寄附額の約9割が軽減**され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されます。



例 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税額額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

※税額控除の手続(申告)や算出に関しては税理士や所管する税務署へご相談ください。

留意事項

- ・本制度を活用して金ケ崎町へ寄附ができるのは、金ケ崎町外に本社がある企業です。
- ・1回当たり10万円以上の寄附が対象です。
- ・寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。



金ケ崎町公式HP

金ヶ崎町の主な寄附対象事業のご紹介

子どもたちへの支援（子育て支援含む）

子どもたちの教育環境の充実のほか、給食費や医療費など子育てに係る経済負担を軽減しています。



- ・ 英語教育推進事業
- ・ 学校ICT環境整備推進事業
- ・ 中学生海外研修事業
- ・ 在宅子育て応援金
- ・ 学校給食費の無償化
- ・ 高校生までの医療費助成

働く人たちへの支援（移住定住含む）

町内での起業や工業団地の環境整備のほか、働く世代の移住定住を推進しています。

- ・ 創業支援事業補助
- ・ 工業団地環境整備事業
- ・ 空き店舗活用補助
- ・ 若年者移住定住促進家賃補助
- ・ 住宅建設資金金利負担軽減補助



住みやすさのための環境整備

住みやすいまちづくりのために除排雪を含めた道路環境整備や地域づくりの支援をしています。



- ・ 除雪対策事業
- ・ 横道・谷地地区宅地開発指導事業
- ・ 地域支援事業
- ・ 公共施設LED化事業
- ・ 田園バス運行事業補助

※上記は一例です。「第2期金ヶ崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けられる事業が寄附対象です。事業の進捗状況や企業様からの寄附受入状況により、受け入れることのできる寄附額に限りがある場合があります。企業様のご意向に沿って、寄附対象事業の決定を行いますので、下記問い合わせ先（金ヶ崎町企画財政課）までご相談ください。

ほとほと田舎、ほとほと便利。
金ヶ崎町は暮らし心地が
ちょうどいい。

問い合わせ先 金ヶ崎町企画財政課

TEL / 0197-42-2111

E-mail / kikakuzaisei@town.kanegasaki.iwate.jp